

令和3年度4月専決補正予算について

国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金に基づく低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。この1号補正では、現在児童扶養手当の支給を受けているひとり親世帯分について必要額を計上するものです。

●一般会計 補正予算（第1号）

1 補正額 4,760万円 (補正後予算額 405億2,560万円)

2 財源 ○国庫支出金 4,760万円
・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

3 補正予算の内容 (★は、新型コロナウイルス感染症対策) (単位：千円)

事業名	事業内容	事業費	所管
★ 児童扶養手当支給事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ひとり親世帯における子育てに対する負担の増加や収入の減少などの状況を踏まえ、速やかに特別給付金を支給 (ひとり親世帯分) ・児童一人当たり5万円(対象者：約875人(575世帯)) ・給付対象者は、児童扶養手当受給者、公的年金等受給者、収入減少世帯	47,600	健康福祉部

4 専決処分日 令和3年4月13日